

議案第24号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の一部改正を踏まえ、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

特定地域型保育事業者における連携施設の確保が進んでいないことから、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正され、連携施設の確保に係る要件緩和が図られたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- （1）保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- （2）代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもおお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。

3 施行期日

令和7年4月1日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (利用定員) 第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下とし、小規模保育事業A型（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二十九条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第三十二条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項において同じ。）にあつては六人以上十九人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第三十四条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては六人以上十人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。 2 (略) (中略)	(前略) (利用定員) 第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下とし、小規模保育事業A型（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二十九条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第三十二条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）にあつては六人以上十九人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第三十四条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては六人以上十人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。 2 (略) (中略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

二（略）

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二（略）

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に

際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2| 区長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないことができる。

一 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3| 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4| 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第一項第二号の規定を適用しないことができる。

際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2| 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。

一 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと区長が認めること。	一 特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	二 前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
二 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	三 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者として適切に確保しなければならない。
5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 一 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等	一 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
二 (略) 6 (略) 7 (略)	二 (略) 4 (略) 5 (略)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。	付 則	(後略)	11	10	9	8
			(略)	(略)	(略)	(略)
		(後略)	9	8	7	6
			(略)	(略)	(略)	(略)